

中国民事訴訟の審理方式変革の比較法的考察

小嶋明美

はじめに

中国の民事訴訟法は、1982年に現行法の基となる民事訴訟法（試行）（以下、試行と略称する）が制定、施行され、1991年には改正・補充されて「試行」の文字がとられる。そして、2007年に再審・執行等の部分改正が、2012年に全範囲に及ぶ改正がなされて今に至っている。

この間、審理方式は大きく変わって行くが、その基本構造に根本的な法改正がなされたわけではない。それを可能としたのは、中国の法と立法のあり方である。中国には「一つ熟したら制定する」、「法の条文は粗いほうがよい」との立法における考え方があり、それは、また、急激な変化を遂げて行く中国の経済と社会に即応するものともいえだが、最高人民法院による「司法解釈」¹⁾の存在とも相まって、民事訴訟法の規定はそのままに、審理方式の転換が進められる。

中国の法律条文は簡潔であり、それに対し多数の司法解釈が存在し、司法解釈が法令同様の役割を果たしている。立法機関が制定した法規には、最高人民法院により司法解釈が付されるが、上述の民事訴訟法の例のように、立法後の司法解釈により実質的には大胆な法改正が行われることもある。

また、2012年の新法公布に先立ち、いくつかの地域ではすでにその内容は実施に移されている。日本では、全国に施行されるべき新たな制度は、全国一律に、一斉に普及するが、中国の場合には、地域を設定して試みを重ねたうえで全

1) 立法機関は全国人民代表大会であるが、裁判における具体的な法適用の問題はすべて最高人民法院の解釈による。その方法の一つが司法解釈と呼ばれるものであり、具体的事件に関わりなくある法について直接法解釈を行うものであり、日本の民訴規則とは異なり、日本に比して抽象度の高い条文の具体化において、司法により実質的な立法がなされている。また、本来の立法にも最高人民法院は加わっているとのことである。

国的な制度として成立させるというような方法が採られる。また、新たな制度が全国に行き渡るには時間が掛かる。ときには批判され、ときには推奨されながら、中国の民事訴訟実務は法に先んじて数々の改革を進めてきたのであり、広大な中国のそれぞれの地域の訴訟運営には相当な差異があると思われる。さらに、審理方式についていえば、2012年の改正は、それまでの司法解釈の整理、見直しの上にある²⁾。必要性が先に立ち、実践が続く、法として結実するというのは、後述のように、理念を先行させて立法された民事訴訟法には皮肉なことである。だが、これはまた、民事訴訟法に限ったことではなく、国の基本法である憲法にもみられることである³⁾。

民事訴訟法は、司法解釈という手法により、五月雨式に改正・補充がなされており、時系列でみていくと、その改正内容には極めて具体的なものもあり、生起し克服しなければならない問題、不具合への対処療法的処置としてなされている印象を受ける。1982年の法制定時には、理念的（イデオロギー的、政治的）な面が顕著であったのと対照的である。

2012年の改正は、全面的、根本的改正が目指されているものと思われた。研究者からは大部の建議稿も出されていた。しかし、全範囲に及ぶ改正ではあるが、訴訟の基本構造については手つかずの印象を受ける。極端な職権主義的審理方式から当事者主義的審理方式へと転換が図られたその審理方式についても、どのようなものとなるのか曖昧さは残されている。また、地域により、裁判所によりその運用はやはり異なるものと思われる。しかし、本稿では、どのようなべきなのか、中国に適した審理方式、あるべき審理方式を検討してみたい。検討の拠り所とするのは、ここ数年の中国における調査、特に上海市長寧区人民法院における調査結果である。

2) 中国では、新たな司法解釈が示されても、抵触する内容のものも残存し、わかり難いものとなっている。しかし、民事訴訟法についていえば、2012年の改正に続き、2015年に最高人民法院「『中華人民共和國民事訴訟法』適用に関する解釈」（以下、民訴解釈と略称する）が公布、施行され、従来の司法解釈は整理された。

3) 中国憲法（1982年）は、政治的・経済的变化を反映し、改正（1988・1993・1999・2004年）を繰り返してきた。中国では、実態が先行し、党がそれを認め、憲法の改正により国家が追認するということが繰り返されている。中国共産党中央委員会は憲法上改正の発議権を有しないが、憲法改正の建議を全人代常務委員会に対して行い、常務委員会がその建議内容を憲法改正草案とし、党の建議の内容と同一の改正が全人代でなされている。

一 国家・社会・経済と審理方式

1 国家の理念と法制度

裁判所は国家機関であることから、国家としてどうあるべきかという考え方が、そのあり方、審理方式にも反映される。例えば、過去には、古典的、伝統的自由主義を背景とした当事者主義のフランス民事訴訟法典（1806年）、上からの資本主義化が行われたことを反映し、職権主義理念を強調するオーストリア民事訴訟法（1895年）をみることができる。

1949年に成立した中国では、それが顕著である。経済的に国民皆が豊かになることが望まれるのは誰も否定しないであろうが、中国では、そのための道筋として、貧富の差と弱者の存在を認め、まずはその是正、救済にあたることが正しい道であると考えられ、その方法として、生産手段を公有化し、国家が中央で生産・分配に関わるすべての決定をなす計画経済体制が採られ、私的自治は否定され、自由競争は排除された。法についても、法は階級支配の道具である、すなわち統治階級の意思の表現であり、法律の役割は、統治階級に有利な社会関係と社会秩序を保護し発展させることであると捉えられ、資本主義国家の法は、ブルジョア階級の意思の表現であり、よって、その「矛先はプロレタリア階級と広範な労働者人民に向けられ、ブルジョア階級が彼らのために用意した鞭である。」と否定された。それに対し、社会主義国家である中国の法は、労働者階級の指導の下の広範な「人民」の意思の表現であり、社会主義の社会関係と社会秩序を護り、発展させるものであり、階級敵を鎮圧し、遵守しなければならない国家の政策を社会構成員に理解させ、人々を教育し、社会主義建設の順調な進行に資するものであると解された。

そして、訴訟法は実体法を保障するものであるから、当然に同様の性格を有するとして、建国後初の民事訴訟法（1982年）も、資本主義国家の民事訴訟法は複雑で費用も時間もかかり過ぎるとの批判⁴⁾の上に、資本主義国家に対する優越性を示す民事訴訟法として制定された。法は、国家・社会・経済の運営にとって欠くべからざるを得ないものであるという意味ではその道具性を否定するものでは

4) 現在でも、複雑な法は否定されるようである。全人代常務委員会の法制工作委員会で精緻な法案が作成されても、代表大会は法の専門家ではないので、複雑すぎると立法化されないことがあるという。